椎津川流域懇談会規約(案)

(名称)

第1条 本会は椎津川流域懇談会(以下、「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2の趣旨に基づき、 地域の意見を反映した河川整備計画を策定・変更または当該計画に基づく河川事業 を適正に評価(以下「計画の策定等」という。)するにあたり、学識経験者、地域 住民、地元自治体が一同に会して、情報共有・意見交換を行い、計画の策定等に資 することを目的とする。

(委員)

第3条 委員の定数は9名以内とする。

- 2 委員は千葉県知事が委嘱し、任期は2年とする。
- 3 補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4条 懇談会には、委員長をおき、千葉県千葉地域整備センター市原整備事務所長がこれを指名する。
 - 2 委員長は、懇談会を代表し、会務を総括するとともに懇談会の議長を務めるもの とする。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(懇談会の開催)

第5条 懇談会は必要に応じ開催することとし、委員長の招集により開催される。

(委員以外の者の懇談会への出席)

第6条 懇談会では、必要に応じ委員以外の者の出席を求め意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は千葉県千葉地域整備センター市原整備事務所に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるものの他、懇談会の運営に関する必要な事項は、その都度懇談会で定める。

(付則) この規約は平成19年12月 日から施行する。

椎津川流域懇談会委員(案)

別 表

区分	氏 名		備考
委 員 長	石川 雅朗	木更津工業高等専門学校 准教授	環境都市工学
	田邉 盛光	千葉県生物学会会員	環境(植物)
	髙木 實	市原市町会長連合会 姉崎地区会長	
学識経験者	安田 正雄	市原市町会長連合会 有秋地区会長	
及び	鈴木 雄視	永藤町会長(有秋地区)	
地域代表	切替 敬郎	市原市商工会議所 姉崎支部長	
	佐久間 光	推津川上流を美しくする会 代表	
	国安京子	NPO法人もったねぇよ・ いちはら代表	
市関係	佐久間 隆義	市原市長	